

興國寺墓地伊地知家墓所掃苔余録

—伊地知季安養母婢を中心に—

春山直人

はしがき

「旧記雑録」等多くの編著で知られる幕末明治の碩学伊地知季安・季通父子の名は、旧藩のみならず南九州の中近世史を研究する者で知らぬ者はおるまい。しかしその家系となると意外にも不明な点が少なくないようと思われる。⁽¹⁾そのため筆者は伊地知家の家譜について補備すべく、平成二十七（二〇一五）年八月から九月にかけて、鹿児島・宮崎両県各所に残る近世以降の同家墓所・墓標の踏査（いわゆる掃苔調査）⁽²⁾を実施した。その間もつとも印象的だったのが、最後に訪れた鹿児島市興國寺墓地での調査である。同墓地の季安・季通・季成（季通長男）季通後妻合祀墓及び先祖の招魂墓からなる墓域については説明板が立てられ既に周知されているのだが、筆者はそこから少し離れた別の場所において、季安養祖父季方（寛政七〔一七九五〕年歿）の墓標を中心とした十一基から成る伊地知家墓所を新たに発見する僥倖に恵まれた。その内の七基は季安の養母・妻、季通の初妻、夭逝した季安・季通の子女のものであり、季安自ら撰した墓碑銘が刊まれていたのである（内一基は記主名なし）。これらはずれも季安の人間性、家族に対する愛情をうかがうことの出来る貴重な文化財といえよう。なおこの発見については新聞等でも取り上げられたので、その後の同墓所の保全維持に少なからず影響があつたように聞いている。本稿は、同調査で確認が不充分であった季安養母墓碑銘の再調査について報告するとともに、季安・季通にいたる伊地知家の家系の一端についても考察を試みるものである。

一 墓碑銘の再調査に至る経緯

平成二十七年九月、新たに発見した伊地知家墓所の調査において、筆者は季安妻琨（万延元〔一八六〇〕年閏三月十二日歿）と季通初妻友（元治二〔一八六五〕年歿）の墓標の間に、もう一基墓標があることを確認した。墓標の竿石（墓石）は台石の上で底部を上向きにして後方（季通初妻墓側）へ転倒、頭頂部及び背面は地中に埋まっていたのだが、露出している正面の法名「清心院殿梅室貞香大姉」と右側面の碑銘の一部を辛うじて判読することが出来た。「清心院」とは、季安の養母にあたる人物である。⁽⁴⁾季安撰書による琨の墓碑銘に「清心君」の名が見えるので、その全文を左に掲げよう（文中の□（破損）・〔 〕（旁註）及び傍線は筆者による。以下同）。

【史料一】

亡妻諱琨姓伊地知氏世本府人考蘭叢君諱季伴御廣鋪番頭

妣清心君諱婢垂城君女詳表其墓余本伊勢氏幼受句讀於蘭叢君而君一女嗣余配焉未及婚事生奄見背棄喪死羨祀祿仕

□妣僅事五年妣亦即世益迨貧困余權橫目時巡郡邑以資家
□而未幾坐黨後南謫三年尋遭禁錮凡四十年居閑搜群籍著

述次忘憂年踰六旬至藩脩軍政遂被擢用預參其事累進余職實賴妻貞順能守婦道躬嘗艱苦以使余擅得吾所欲故也若微妻助安至此乎妻患中風衣食節暖顧指受養以逾卅年亦余老矣恩蔭也生四男二女女長適本田親賢生男親固父子諸奉

行男長民次郎次女正竝皆天次季通立長撰大口地頭次清香

〔地頭代〕

嗣黒田氏次季敦三島方筆吏季通男女各二清香四男季敦二
男九九孫男二孫女一曾孫女多幼萬延元年三月有事江戸閨

月遣衆遠續季敦在列志士所望故母離愁不顯乎色其將發

〔也カ〕

親屬朋友送別聚堂迨酒各酣既辭出門母亦復坐怡抬觀客歌

舞奄變脇仆駭扶進藥無少有効使人追及玉江橋以告季敦

馳而還泣以屢呼不起實本月十二日而壽七十五也竊陳事情

請後追跡 命延起程時季通亦馳自任所還于十四日慟哭

前遂以其夜葬興國寺先塋法謚題面嗚呼哀哉孫子婦女皆

為訣唯兄弟否乃揮淚曰表諸其墓慰靈地下少足暢欵哀訴

〔而〕

已因叙刊石爾本府行人知大史伊地知季安撰并書時八十歲

右により、「清心君」は季安「亡妻」琨の「妣」（母）であり、名は「婢」であることが見て取れる。季安は「伊勢氏」から「伊地知氏」へ婿養子に入っているので、婢は季安の養母となるわけである。これにより「清心院」と「清心君」は同一人物であり、一部埋没している墓標が季安養母婢のものであることが明瞭となつた。また琨の「考」（父）は「蘭叢君諱季伴」とあることから、婢は季伴（一七四五～一八〇一）の妻ということになる。

ここで問題となるのが、季安が養母の婢について「垂城君女詳表其墓」と記している点である。「垂城」とは、旧藩時代の編著「垂城錄」・「垂城奇話」等の書名でも明らかなように垂水（現、垂水市）の別称である。⁽⁶⁾よつてこの場合「垂

城君」とは、同地の私領主である垂水島津家当主を指すことが容易に察せられよう。すなわち婢は垂水島津家当主の女子であり、詳しくはその墓に「表」し

たというのである。そこで一先ず「垂水領主島津家家譜」をはじめとする同家の系図をいくつか点検してみたのだが、婢の名はもちろん、それに該当し得る人物を比定することは出来なかつた。⁽⁸⁾そのため「垂城君」が誰を指すのかを明らかにするためには、一部埋没している婢の墓標の竿石を引き起こし、墓碑銘

の内容を確認する必要が生じたのである。しかし伊地知家墓所の祭祀者が所在不明であること、加えて興國寺墓地自体が鹿児島市の管理であることから、同時点での調査は現状の記録にとどめ、碑文については未確認のまま終わらざるを得なかつた。同墓の再調査については、然るべき手順を経た後、あらためて実施することを考慮せざるを得なくなつたのである。

二 墓碑銘の再調査

それから四年半が経つた令和二（二〇二〇）年三月、本館学芸課（当時）の黒川忠広氏の協力により、鹿児島市教育委員会文化財課（当時）真鍋雄一郎氏立ち会いの下、ようやく季安養母墓碑銘の確認調査が実施される運びとなつた。最初に竿石を引き起こすこととなつたが、まず周囲の堆積土を取り除いてみたところ、最深部となつた竿石頭頂部は埋没していた季通初妻墓台石の右側面の横に位置してため、かなり早い時点で転倒したことが推測された。⁽⁹⁾そのため長期間地中に埋まつていたことで、かえつて埋没部分の保存状態は良いのではないかと期待されたのだが、三人がかりでようやく竿石を裏返してみたところ、残念ながら予想に反し背面右側の頭頂部は大きく欠損していた（写真参照）。欠失片については、周囲の土中で検出されなかつたので転倒時に割れて分離したと思われるが、その所在の確認については今後の調査に委ねたい。

三 墓石の形態と墓碑銘

引き起こされた竿石の石材は溶結凝灰岩が用いられ、法量・形態は、全長が九六・八cmを測り、横幅・奥行きが三〇・七cm × 一二三・四cmの円頂方柱（角柱）形である。あらためて状態を観察したところ、前述した背面右側の頭頂部の欠損に加え、正面の右側頭頂部の破損や除草作業中の刈払い機による削痕等も見

られた。また露出していた底部では、「霜崩」や削痕等により、表面の剥離が背面まで及んでいたことが確認される。

竿石表面は平滑に加工され、底部中央は掘り込みがある。正面上部は円形に彫り窪められ、その内側には伊地知氏家紋である鮑結紋の浮彫が施される。正面中央部は位牌型に彫り窪められ、内側には法名が刻まれている。左側面には記銘がなく、碑文は背面から右側面へ右書きで刻字されている。背面では一部罫線が残るが、最初の三行分の行頭は欠失、行末は全て破損している（写真参照）。そのため判読については難があるので、その碑文を左に挙示しよう。

〔正〕 清心院殿梅室貞香大姉

〔背〕
〔皇妣諱婢カ〕 謂曰清心父本源公母池水氏皇考蘭叢公〔之カ〕

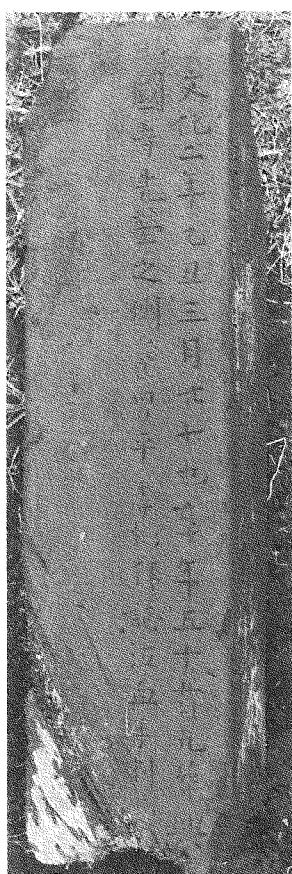
〔本源公事 大儀館池水氏事 静山公子當〕

〔本源公妻数月分娩所舉乃皇妣矣皇妣亦〔曾カ〕
〔子有年云本源公已無男招高橋種香為婿未〔請カ〕
〔命而種香蚤死故再醮皇考奉宗〕焉而生一女則養〔男カ〕
〔季彬室也皇〔妣カ〕生于延享四年丁卯二月廿三日卒〕〔之カ〕

〔右〕 文化二年乙丑三月廿七也享年五十有九葬興

國寺先塋之側養男平季彬拜誌泣血手刻

冒頭の欠失部分については、季安撰の他の碑文を勘案して旁註に付した「皇妣諱婢」で差し支えないと思われる。「皇妣」とは亡き母の敬称である。謚号の次に、父が本源公、母が池水氏（の女）⁽¹⁰⁾とあるが、本源公とは季安養祖父季方のことであり、法名の「本源院忠林義⁽¹¹⁾居士」に因るものであろう。統いて「皇考蘭叢公」とあるが、「皇考」とは亡父のことで、季安養父となる季伴を指す（ちなみに季方の墓は婢の墓標から正面に向かって右隣、夫である季伴の墓は季方の右隣に位置する）。その後の字句は不明であるが、おそらく季伴の妻であることを誌したものと思われる。次行の「當」、三行目の「亦」の後も



③右側面



②背面



①正面

【写真】 伊地知季安養母婢墓碑銘

また判読不能が続くが、蟬の父季方が「大儀館」に、母の池水氏が「静山公子」にそれぞれ事えていたこと、季方妻が数月で蟬を産んだことが見て取れる。「大儀館」とは、鹿児島城下郊外の磯邸に隠居していた元藩主吉貴（一六七五～一七四七）を指し、「静山公子」とは、吉貴三男で垂水島津家を継いだ貴儔（一七〇八～九一）のことである。三行目の「皇妣亦」の次は残画から「曾」と思われるのだが、文意を推測し得ない。四行目の行頭は空いているように見えるので、次の「子」に対応する闕字であろうか。その後も破損があるため完全な復元は望めないのだが、文脈自体は取りやすいので、ここからは推測される字句を筆者が適宜補充して大意を示した。やや忽卒な感もあるが、以後の参考に供したい。

男子のない季方は高橋種香を招き入れ蟬の婿としたが、未だ後嗣の命を請けないうちに種香は「蚤死」（早世）してしまった。そのため季伴と「再醮」（再婚）し、宗祀を奉じて一女を生んだ。^{すなわち}養男季彬（季安の旧名）の室である。亡き母は延享四（一七四七）年丁卯二月廿三日生まれ、亡くなつた日は文化二（一八〇五）年乙丑三月廿七（日）である。享年五十九歳。（亡骸は）興国寺の先塋（先祖代々の墓）の側に葬つた。平季彬謹んで誌し、泣血^{きゆうつけつ}して手刻する。

四 季安養母蟬の出自について

「」からは、「垂城君」とは誰なのかについて検証していく。

蟬の出自については、池水氏が季方の妻となつた経緯も含め同人の墓碑銘に確かに記されていたのであろうが、先述したように破損が多く碑文の復元が不完全なため、「垂城君」の身元は顕出されなかつた。その上蟬の父母について

季安は、墓碑銘冒頭で「父本源公母池水氏」と明記している。にもかかわらず、なぜ季安は五十五年後に建立した亡妻珉の墓碑銘で、蟬について「垂城君

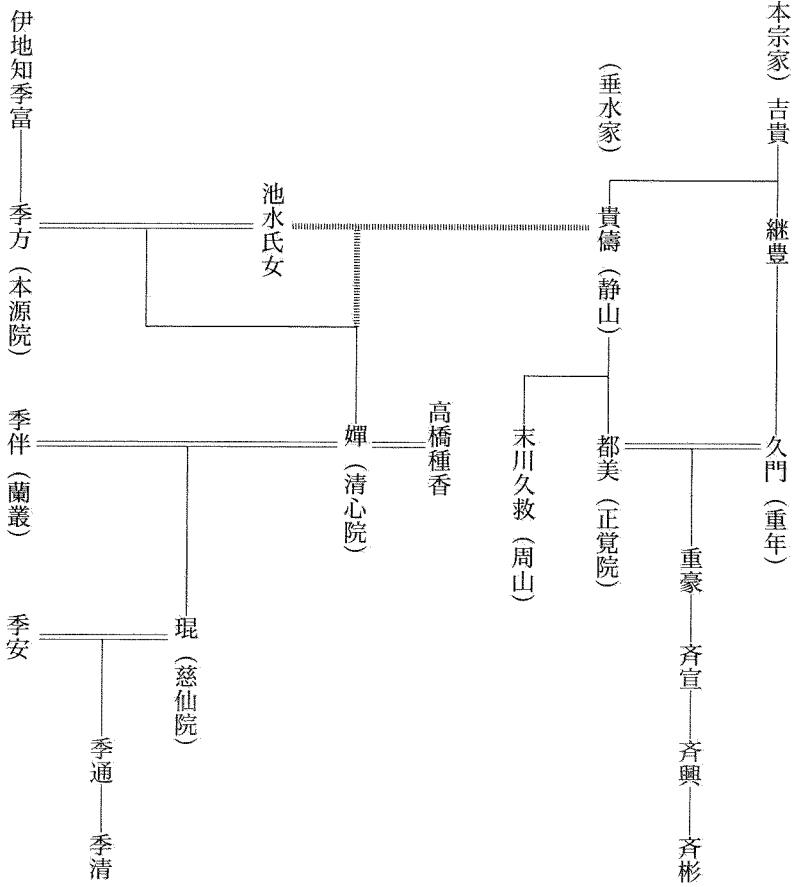
女」と誌したのだろうか。ここでまず注目したいのは、蟬の墓碑銘に「本源公事 大儀館池水氏事 静山公子」とある点である。季方は「大儀館」に隠居していた吉貴に仕えているが、季方父である季富もかつて磯邸の吉貴に近侍していた⁽¹⁴⁾。しかし季富が早世してしまつたため、季方もまた父と同様吉貴に引き立てられ仕えることになつたのだろう。さらに「伊地知季安伝」によれば、「曾祖季富得寵於先君、買田国分、祖季方承恩於公子買宅堅野」とあり、季富が「先君」の寵を得て国分（現、霧島市）の田地を買つたこと、季方が「公子」の恩を承け堅野（現、鹿児島市）の宅地を買つたことが見て取れる。⁽¹⁵⁾ここでいう「先君」とは吉貴、「公子」とは貴儔と見て間違いあるまい。また同書には、季安が堅野居宅から伊勢氏の宅地内に家を建て移居した享和三（一八〇三）年は季方が堅野に移つてから「五十六年」目ともあるので、季方が堅野の宅地を購入したのは延享四年乃至同五（寛延元）年ということになる。延享四年は蟬が誕生した年に当たるので、蟬の誕生が貴儔の恩遇で宅地を購入したことと無関係とは考え難い。さらに季方妻池水氏が蟬を出産した経緯について、わざわざ「数月分娩」と誌していることから、それが通常の懷妊・出産、或いは早産であつたとも考えられない。つまり私見となるが、貴儔に仕えていた池水氏は、季方の妻となる以前、既に貴儔の子を身籠もつていたのではないかろうか。さらに池水氏の懷妊が季方に嫁した後で発覚したため、蟬の実父が貴儔であることは秘事とされた可能性もある。すなわち「垂城君」とは貴儔のことであり、なればこそ季安が蟬について「垂城君女」と誌したこととまた首肯され得よう（系図参照）。

五 末川周山と季安養母蟬の関係

蟬の出自について墓碑銘で「垂城君女」と誌した季安であるが、垂水島津家の系図にその名が見えないことからみても、やはり公式の記録として残すこと

は憚られたに違ひあるまい。とはいえ季安著作の「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」では、それを使うかがわせる文書が見出せるので以下に示そう。⁽¹⁵⁾

【系図】伊地知婢の関係略系図



【史料2】

覚

高雲堂頌詠集三冊

(久敷)

右者、末川周山様より私儀直御内縁之訳茂御坐候間、先年無御據被仰下趣有之、御一代之御行状等書集置候物ニ而、淨寫仕候本者三冊共御存生内差上置、其涯當赤松様御寫為被成段、私宅江周山様御出御座候節、御直咄茂承知仕置、私本者右之草案ニ而誠之反古同然、殊更ケ条藏同者可被宜与奉存候、然共御両所共御役柄ニ付、乍内密茂憚多、私よりハ右躰之事何分ニ茂申上兼事御坐候間、此等之意味合を以、御取次之御方迄極内分不差障様宜御伺可被下候、萬々御頼候、以上、

(天保十四年)

卯

九月廿九日

(伊地知季安)

弥太右衛門様

右に掲げた史料は、天保十四（一八四三）年、藩庁より著述物を残らず提出するよう命ぜられた季安が、取次の「弥太右衛門」に「高雲堂頌詠集三冊」の来歴・事情を説明し善処を依頼した際のものである。「弥太右衛門」とは季安とも親しい新納伯剛（時升）のことであり、「高雲堂頌詠集」とは、文政六（一八一三）年、季安が敬慕する末川周山（一七三九—一八二七）への頌詠並びにその行状を実記し編述したものである。⁽¹⁶⁾周山と季安の緊密ぶりについては、既に五味克夫氏の指摘により明らかであるが、右の「直御内縁」とある点については、両者の親密さより、むしろ直接の姻戚であることを示したものと捉えることが出来る。つまり婢の実父が貴儔であるならば、貴儔の実子である周山と婢は異母兄妹の関係であり周山は季安の伯父となる。したがつて両者はまさに「直御内縁」の関係といえよう（系図参照）。新納が事前に了解していたかはさておき、季安が周山と「直御内縁」であることについては、季安の周囲や

関係者の間では既に承知されていたのかもしれない。また「高雲堂頌詠集」には、周山と婢の関係をうかがわせる次の記述もある。⁽²¹⁾

【史料3】

季彬こそ春、養母院也の事ども、ありしまに著し、一巻になも成しおきたり、そへ君のするべをあらまし註のせて、むかし養母より聞⁽²²⁾おけるふしをもしるしおけるに、ことし癸未の彌生の頃⁽²³⁾〔以下略〕

「こぞの春」とは去年の春、すなわち文政五年春のことである。この年季安は「養母」(婢)について一巻を著したが、その中に「君」(周山)ゆかりの人についても註記し、昔養母から聞いたことをも記したというのである。さらに同書には「さりてやつかれ季彬ふしきのえにしにて、せちに君をバしたはしうおもひ侍り」ともある。「ふしきのえにし」とは季安の衷心から発せられた敬慕を示す言葉であろうが、筆者には、季安が周山との縁故関係を強く意識しているようにも思われる所以である。

むすびにかえて

以上、興國寺墓地における季安養母婢の墓碑銘再調査について報告するとともに、季安撰の碑文を検証することで婢の出自についても些少の考察を加えてみた。碑文の解説が不充分となつたことは痛恨の極みであるが、卑見を交えつつ先に挙げた傍証を踏まえれば、婢の実父が「垂城君」すなわち垂水島津家の貴儔であることはおそらく事実であろう。その場合、季安・季通の幅広い人脈や交友関係等背景となる前提の見直しが必至となるため、今後留意すべき可能性のひとつになり得ると一先ず申し述べておこう。しかし正史では決して語り得ぬであろう秘事を墓碑銘に刻んだ所以は、果たして季安の史家たる由縁だったのだろうか。また一方で婢の孫である季通については、それをうかがせる記述が管見に入らないため、果たして季通が島津本宗家の血縁であるという自覚

を懷いていたのか否か等、現時点では未だ不謹な点も多いままである。無論その心中は底下の凡愚たる筆者の到底及ぶところではないのだが、季安・季通に与えた影響と意味を考える上でも、今回新たに加わった婢の出自という視点に関しては引き続き検討を重ねていきたいと思うのである。

なお本稿を草するにあたり諸賢の方々より多くのご教示・ご協力を賜った。

末尾ではあるがご芳名を掲げ、ご厚情に感謝して擲筆に代えたい（敬称略）
上園正人　栗林文夫　黒川忠広　五味克夫　崎山健文　瀬角龍平
西野元勝　橋口正樹　原田紗代子　真鍋雄一郎

註

- (1) 季安の伝記としては、息男季通による「伊地知季安伝」(『鹿児島県史料 旧記録拾遺 伊地知季安著作史料集』以下「季安」)八(『鹿児島県、二〇〇九年』所収)をはじめ、西村天因『日本宋學史』所収「伊地知靜隱傳」(一九〇九年)・渡辺盛衛『伊地知季安先生事蹟』(一九三四年)等がある。また伊地知家歴代の家系については既に五味克夫氏が明らかにされているが(『鹿大史学』第二二号(一九七四年)所収「伊地知季安の家系その他」等)、季安養父季伴以前についてはなお不明な点が多い。

- (2) 調査の研究成果について、筆者は南九州郷土研究会発行の機関誌『南九州郷土研究』において三回に渡って報告している。拙稿については左記の通りである。

『調査報告』伊地知家墓所掃苔録——伊地知季安・季通の先塋について——
一 ①鹿児島市興國寺墓地(『南九州郷土研究』第二八号、二〇一六年(以下「掃苔録」))

同 二 ①伊佐市成就寺墓地・②万徳寺跡墓地・③泉徳寺新納家墓地

（『同』第二二九号、一〇一七年）

萬延元年中三月十二日卒、年七十五
〔閑脱カ〕

「同」三 ①えびの市徳泉寺跡墓地（『同』第三二二号、一〇一〇年「以下「掃
苔錄二」」）

（3）「幕末薩摩の歴史編さん・伊地知季安 一族の墓石群11基確認」（南日本
新聞、二〇一六年七月十五日付記事）、「鹿児島・興國寺墓地 薩摩藩士の
無縁墓多数」（讀賣新聞、二〇一七年一月四日付記事）。なお『鹿児島県史
料 旧記録拾遺 地誌備考三』（鹿児島県、二〇一六年）五味氏解題で
も紹介、闡説されている。

（4）「高雲堂頌詠集」（『季安七』〔鹿児島県、二〇〇七年〕一八三頁）。なお
参照箇所については史料3で掲示した。

（5）「掃苔錄一」九八頁。ただし、本稿では修訂した上で載録した。

（6）季伴の墓碑には、「伊地知小十郎平季伴名克明字子允号蘭叢」とある（「掃
苔錄一」九二頁）。また史料1からは、幼少期の季安が季伴より「句讀」
を受けていたことが見て取れる。さらに季安の「旧記題苑（大阪大学附属
図書館）」（『季安八』一七六頁）にも「蘭叢遺稿」（伊克明字子允詩集なり、
江戸の閑脩齋また閑人の趙登健等の評点せしもあり、数冊、）とあるので、漢詩を能くした文化人だつたのだろう。

なお「滄浪詩集」に登場する「蘭叢先生」もまた季伴と思われる（『新薩

藩叢書』第五卷〔歴史図書社、一九七一年〕一三六頁）。季伴もまた季安
と同じく婿養子であるが、季伴と琨については、五味氏から次の記事をご
教示頂いた。

始祖重眞十三世ノ孫 季伴 小十郎

延享二年乙丑九月二十七日生、母平山平之丞武親女、
相良源藏聰芳二男、為伊地知季方嗣子、以其女娶之、
寛政十三年正月二十四日卒、歳五十七

女子 季安妻

天明元年閏十月朔日生、母全上、伊地知季方女

右の記事は、五味氏が以前、季安曾孫にあたる伊地知重徳・種子島洵兩
氏から提供された系図の一部である。掲載をご許諾下された氏のご厚意に
心から感謝したい。

（7）『垂水市史料集（二）』（垂水市史編纂委員会、一九八〇年）所収。

（8）『垂水市史料集（六）』（垂水市史編さん委員会、一九八五年）所収。また本
館所蔵「末川家資料」にも季安筆の「島津氏支族末川氏系譜」等、関連す
る系図がいくつか含まれるが、婢に関する記述は見られない。

（9）興國寺墓地は傾斜地であるためか、流出土の自然堆積が広範囲に見られ、
特に近世墓の多い区画では、その傾向が顕著に見られる。『伊地知季安先
生事蹟』巻頭には昭和初期の季安墓標の写真があり、現在見ることが出来
ない竿石以下の上下台石・敷石・香炉台等が確認できるので、近代以降堆
積が相当進行したことがうかがわれる。

（10）季方妻池水氏については詳細不明である。「伊地知季安伝」には、文化
五年九月、季安が横目助（史料1には「權横目」とある）を罷免された際、
大目付喜入久欽邸に呼び出された「親戚両名」の一人が「池水助之進政弼」
とある。おそらく婢の母方親戚であろう（『季安八』三頁）。

また興國寺墓地では季方妻の墓は見当たらぬのだが、東京大学史料編
纂所所蔵島津家文書「虎嘯輯録 墓碑誌銘部」には、伊地知季清（季通三
男）が建立した所在地不明の伊地知家先祖の招魂墓碑の記事があり、その
中に季方妻の名がある。同招魂墓は、興國寺墓地に現存する季通建立の二
基の招魂墓（伊地知氏始祖から八世重政とその妻子まで）に続く九代以降
のものである。これまで没年不明であつた十代重倫の名も見えるので、後
考のため左に掲示しておこう。

伊地知氏祖考墓 男女アルユヘニ〔妃カ〕書入ル、方宜シ

右側二八

- 九代 伊地知主膳正重頼(寛文四年十二月六日歿) ○同妻(重政妻カ) 寛永十七年八月十二日歿
- 十代 同 李右衛門重倫(寛永七年八月廿二日歿)
- 十一代 李右衛門季富(享保十二年九月六日歿)
左側 同妻 同後妻
- 十二代 十郎左衛門季方妻
- 以明治三十四年五月九日迎^二祖考尊靈^一合祀于此^二紀^一其概畧^一以勒^二于貞珉^一
- 十六代孫 正五位勲三等功四級伊地知季清謹建立
- 右ハ、取調方并ニ右面書方造致候事、
- (11) 「掃苔錄」九一頁。
- (12) 『島津家資料 島津氏正統系図(全)』(尚古集成館、一九八五年「以下『島津氏正統系図』」によれば、吉貴は藩主の座を継豊に譲つた後、享保七(一七二二)年「大磯之館」に入り、婢の誕生と同年(延享四年)の十月十日、「大磯ノ館」で逝去している(七〇頁)。なお吉貴については、林匡氏の「島津吉貴の時代」(『黎明館調査研究報告』第二一集〔一〇〇八年〕所収)に詳しい。
- (13) 『島津氏正統系図』七五頁。貴壽は安永四(一七七五)年、家督を貴澄に譲り、剃髪して静山と称した(『垂水市史料集(六)』七四頁)。
- (14) 「可竹日記抜書」には、磯邸で吉貴に近侍する「伊地知李右衛門」の名が見えるが、同人は季富であろう(『鹿児島県史料 名越時敏史料八』(鹿児島県、二〇一八年)一八八〇~一〇三頁)。季富については「諸家調抄」によると「奎右衛門初御側御小姓、後ニハ儀奉行被仰付早世」とある(『季安九』(鹿児島県、二〇一一年)一五五頁)。その後続けて「其子李右衛門御側御小姓」とあるが、季富の子である季方の通称に関しては、筆者の管見の限り同人の墓碑にある十郎左衛門しか確認出来ていない。

ちなみに日記の作者である平田可竹(宗弘)の養孫直道(貞陣、文化五年歿)は、「高雲堂頌詠集」によれば「季彬^{アキ}がおぼち季方^{メイムコ}が姪婿」である。同書によれば、養子という点で同じ境遇である若い頃の季安に対しても直道が「必つとめよや、吾も聞ふる幽滴^{平田貞房}が養子となり、いたづきあへぬをりどもハ「中略」おもひなほしてつとめるが、^遂つひけふにもいたりぬ」と語り励ましたという(『季安七』一七四頁)。

- (15) 季富の没年月日は享保十二年九月六日である。「真幸紀行」によれば、葬墓は鹿児島の南林寺であるが、加久藤(現、宮崎県えびの市)徳泉寺の同人招魂墓については季伴が建立したという(『季安五』(鹿児島県、二〇〇四年)五八四頁)。なお同招魂墓は現存しており、拙稿「掃苔錄三」でも報告したので参照されたい。

- (16) 「伊地知季安伝」(『季安八』二頁)。
- (17) 「垂水領主島津家家譜」によれば、婢が生まれた延享四年、貴壽の子として将容(四月廿一日生、宝曆十一(一七六一)年早世)が生まれている。
- (18) 『季安八』所収「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留五号。
- (19) 文政八年の追補あり。『季安七』五味氏解題五頁、五味「伊地知季安と児玉利器、そして末川周山」(『季安一』付録、月報一八、一九九七年)参照。
- (20) 註(19)の参考文献に同じ。
- (21) 「高雲堂頌詠集」(『季安七』一八三頁)。
- (22) 「高雲堂頌詠集」(『季安七』一五一頁)。

(はるやま なおと 調査史料室資料調査編集員)